

(付) 保護者の転住を伴わない県外からの入学志願に関する要項

1 目的

この要項は、三重県立高等学校通学区域に関する規則（昭和 33 年三重県教育委員会規則第 13 号。以下「通学区域に関する規則」という。）第 4 条第 4 号に基づき、県立高等学校の活性化に係る取組の一層の充実を図るため、保護者の転住を伴わない県外からの三重県立高等学校への入学志願に関する事項を定める。

2 入学志願できる高等学校

(1) 入学志願できる高等学校は、次のいずれかに該当する高等学校又は校舎のうち、別表に示す高等学校又は校舎とする。

ア 入学者選抜でスポーツ特別枠選抜を実施する高等学校及び全国大会に出場した硬式野球部を有する高等学校

イ 1 学年 3 学級以下の高等学校又は 1 学年 1 学級の校舎を有する高等学校

ウ 県内唯一の学科・コース又は地域に唯一の職業学科を有する高等学校

(2) (1) のア～ウのいずれかに該当する高等学校の中で、今後、保護者の転住を伴わない県外からの入学志願に係る制度を実施しようとする場合は、PTA や地元の中学校、地域の活性化協議会等と協議のうえ、県教育委員会に申請するものとする。

3 入学志願できる者

(1) 保護者が保証人を確保し、志願者が志願先高等学校の入学の期日までに、志願先高等学校の属する学区又は当該学区に隣接する学区に転入することが確実な者とする。

ただし、尾鷲市、熊野市及び南牟婁郡に所在する高等学校については、保護者の居住する住居から通学する者も入学志願できることとする。

(2) 「2 入学志願できる高等学校」の(1) アに該当する高等学校に入学志願する場合は、当該部活動に入部する意志が確実な者とする。

4 入学志願できる選抜

前期選抜、スポーツ特別枠選抜及び後期選抜とする。

5 入学できる生徒の上限

(1) 昴学園高等学校と水産高等学校以外の高等学校

① 県外から入学できる生徒の数は、当該高等学校で保護者の転住を伴わない県外からの入学志願に係る制度を実施する学科・コースの入学定員の合計の 5 % を上限（前期選抜及び後期選抜のそれぞれの入学定員の 5 %）とする。

② 前期選抜及び後期選抜の募集人数については、①の県外から入学できる生徒の数の 30 %（上限）にあたる人数を、前期選抜と後期選抜の間で振り分けることができる。

③ 各学科・コース別の合格者数については、前期選抜及び後期選抜のそれぞれの入学定員の 10 % を上限とする。

(2) 昴学園高等学校及び水産高等学校

① 県外から入学できる生徒の数は、当該高等学校で保護者の転住を伴わない県外からの入学志願に係る制度を実施する学科・コースの入学定員の合計の 10 % を上限（前期選抜及び後期選抜のそれぞれの入学定員の 10 %）とする。

② 前期選抜及び後期選抜の募集人数については、①の県外から入学できる生徒の数の 30 %（上限）にあたる人数を、前期選抜と後期選抜の間で振り分けることができる。

③ 各学科・コース別の合格者数については、前期選抜及び後期選抜のそれぞれの入学定員の 20 % を上限とする。

- (3) 2 (1) イの高等学校又は校舎において、合格者数が募集人数に満たない場合は、前期選抜及び後期選抜の募集人数の範囲内で県外から入学志願する生徒を(1)(2)に定める上限を超えて合格させることができる。
- (4) 通学区域に関する規則第2条の別表の特例3(特例1及び2を除く)により入学できる人数は、(1)に定める人数に含むものとする。

6 生徒の安全・安心の確保

生徒の安全・安心を確保するため、保証人、高等学校及び県教育委員会は、次の各事項に取り組むこととする。

(1) 保証人

三重県立高等学校学則の基準に関する規則第19条で定める保証人届(第2号様式)に記載のある次の役割を果たすこと。

- ① 生徒の健康、食生活及び日常の生活に関する見守りを行うこと
- ② 生徒と日常的に関わり、生徒の状況を保護者や学校と共有すること
- ③ 生徒の病気やけがの際には、迅速に対応すること
- ④ 必要に応じて、学校の教育活動に参加すること

(2) 高等学校

- ① 生徒が迷わず相談できるよう、担当教員を定めること
- ② 保護者及び保証人との連携体制を確立すること
- ③ 家庭訪問(下宿・アパート等)により、生徒の食生活等日常の生活環境を把握すること
- ④ 生徒との日常のコミュニケーションを通じて、生徒の状況を把握すること
- ⑤ 生徒の病気やけがの際には、保証人と連携して迅速に対応すること
- ⑥ 生徒の生活状況や保証人の見守りの状況等の報告を県教育委員会へ年3回行うこと

(3) 県教育委員会

- ① 保護者や教職員に保証人の役割について周知徹底を行うこと
- ② 生徒の生活状況や保証人の見守りの状況等を把握すること
- ③ その他必要に応じて指導・助言を行うこと

7 その他

「2 入学志願できる高等学校」の(1)アに該当する高等学校に入学した生徒が、怪我などにより部活動を続けられなくなった場合でも、当該高等学校に在籍できることとする。

附 則 この要項は、平成30年4月1日から施行する。	附 則 この要項は、令和4年7月8日から施行する。
附 則 この要項は、平成30年7月9日から施行する。	附 則 この要項は、令和5年7月4日から施行する。
附 則 この要項は、令和元年7月11日から施行する。	附 則 この要項は、令和6年7月4日から施行する。
附 則 この要項は、令和2年7月9日から施行する。	附 則 この要項は、令和7年7月8日から施行する。
附 則 この要項は、令和3年7月8日から施行する。	附 則 この要項は、令和8年7月6日から施行する。

〈別表〉

ア 入学者選抜でスポーツ特別枠選抜を実施する高等学校及び全国大会に出場した硬式野球部を有する高等学校

高等学校名	対象部活動	募集学科・コース名	募集人数
いなべ総合学園	レスリング(男女) バスケットボール(女) 硬式野球(男)	総合学科	前期7人以内 後期7人以内
朝明	自転車(男)、レスリング(男) ラグビー(男)	普通科 ふくし科	前期3人以内 後期3人以内
四日市四郷	アーチェリー(男女)	普通科 普通科・スポーツ科学コース 《スポーツ科学コースは前期選抜のみの実施》	前期3人以内 後期3人以内
四日市工業	陸上競技(男)、テニス(男) バスケットボール(男) ハンドボール(男) ウエイトリフティング(男) ラグビー(男)	機械科 電子機械科 電気科 電子工学科 物質工学科 自動車科	前期6人以内 後期6人以内
四日市中央工業	水泳(水球)(男)、柔道(男) サッカー(男) ウエイトリフティング(男)	機械科 電気科 化学工学科 都市工学科 設備システム科	前期8人以内 後期2人以内
四日市商業	陸上競技(女)、テニス(女) バスケットボール(女) ハンドボール(女)、空手道(女) 柔道(女)	商業科 情報マネジメント科	前期10人以内 後期2人以内
菰野	硬式野球(男)	普通科	前期4人以内 後期4人以内
白子	卓球(男女)	普通科 生活創造科	前期9人以内 後期3人以内
稻生	水泳(水球)(男) なぎなた(女)	普通科 体育科 《体育科は前期選抜のみの実施》	前期4人以内 後期4人以内
津工業	セーリング(男女) バスケットボール(男)	機械科 電気科 電子科 建設工学科	前期6人以内 後期6人以内
白山	硬式野球(男)	普通科 情報コミュニケーション科	前期3人以内 後期1人以内
名張	新体操競技(女) 柔道(男女)	総合学科	前期8人以内 後期2人以内
松阪工業	バレーボール(男)	機械科 電気工学科 工業化学科 自動車科	前期2人以内 後期2人以内
宇治山田商業	相撲(男) 硬式野球(男)	商業科 情報処理科	前期3人以内 後期3人以内
尾鷲	水泳(競泳)(男女)	普通科 普通科・プログレッシブコース 情報ビジネス科 システム工学科	前期2人以内 後期6人以内

イ 1学年3学級以下の高等学校又は1学年1学級の校舎を有する高等学校

高等学校名	募集学科・コース名	募集人数
朝明	普通科 ふくし科	アに示す募集 人数に含む
四日市四郷	普通科 普通科・スポーツ科学コース 《スポーツ科学コースは前期選抜のみの実施》	アに示す募集 人数に含む
白山	普通科 情報コミュニケーション科	アに示す募集 人数に含む
あけぼの学園	総合学科	前期1人以内 後期1人以内
飯南	総合学科	前期2人以内 後期2人以内
鼎学園	総合学科	前期8人以内
南伊勢(度会校舎)	普通科	前期1人以内 後期1人以内
鳥羽	総合学科	前期1人以内 後期1人以内
志摩	普通科	前期1人以内 後期1人以内
水産	海洋・機関科 水産資源科	前期6人以内 後期2人以内
熊野青藍	木本校舎 普通科 普通科・アドバンスコース 総合学科	前期2人以内 後期8人以内
	紀南校舎 総合学科	

ウ 県内唯一の学科・コースまたは地域に唯一の職業学科を有する高等学校

高等学校名	募集学科・コース名	募集人数
白子	普通科・文化教養(吹奏楽)コース 《前期選抜のみの実施》	アに示す募集 人数に含む
水産	海洋・機関科 水産資源科	イに示す募集 人数に含む
尾鷲	情報ビジネス科 システム工学科	アに示す募集 人数に含む